

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年5月16日
鳥取西部農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置
の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要※）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

※全文については、後掲資料を参考してください

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、信用部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、信用部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成します。当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図（別紙1）》

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を信用部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総合企画部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総合企画部に連絡をし、総合企画部・信用部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《苦情・相談対応の体制の概要図を添付（別紙2）》

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について
金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて

経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。

(2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について

農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について

経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり

金融円滑化にかかる基本的方針

鳥取西部農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機

構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理委員会の設置

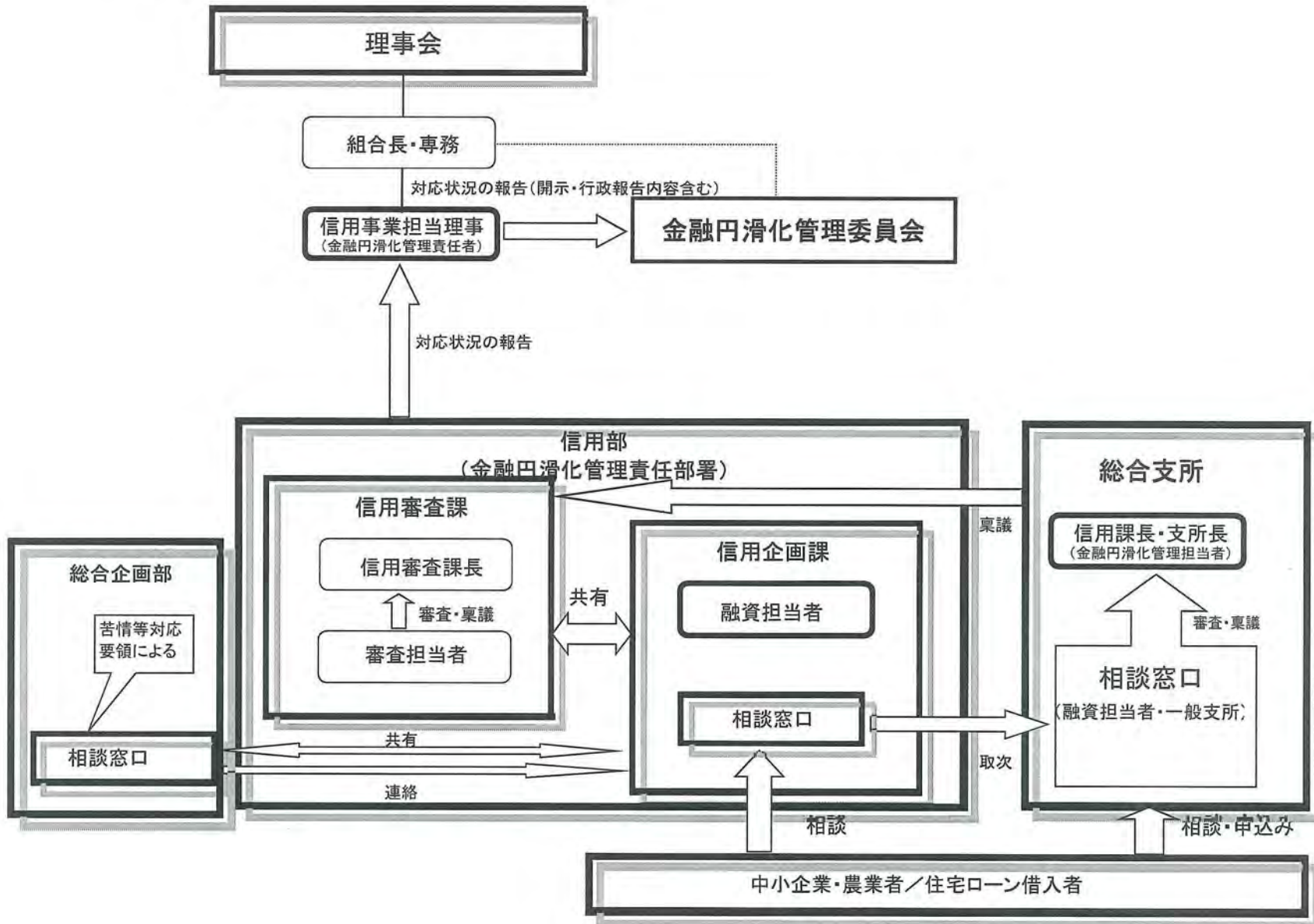
当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

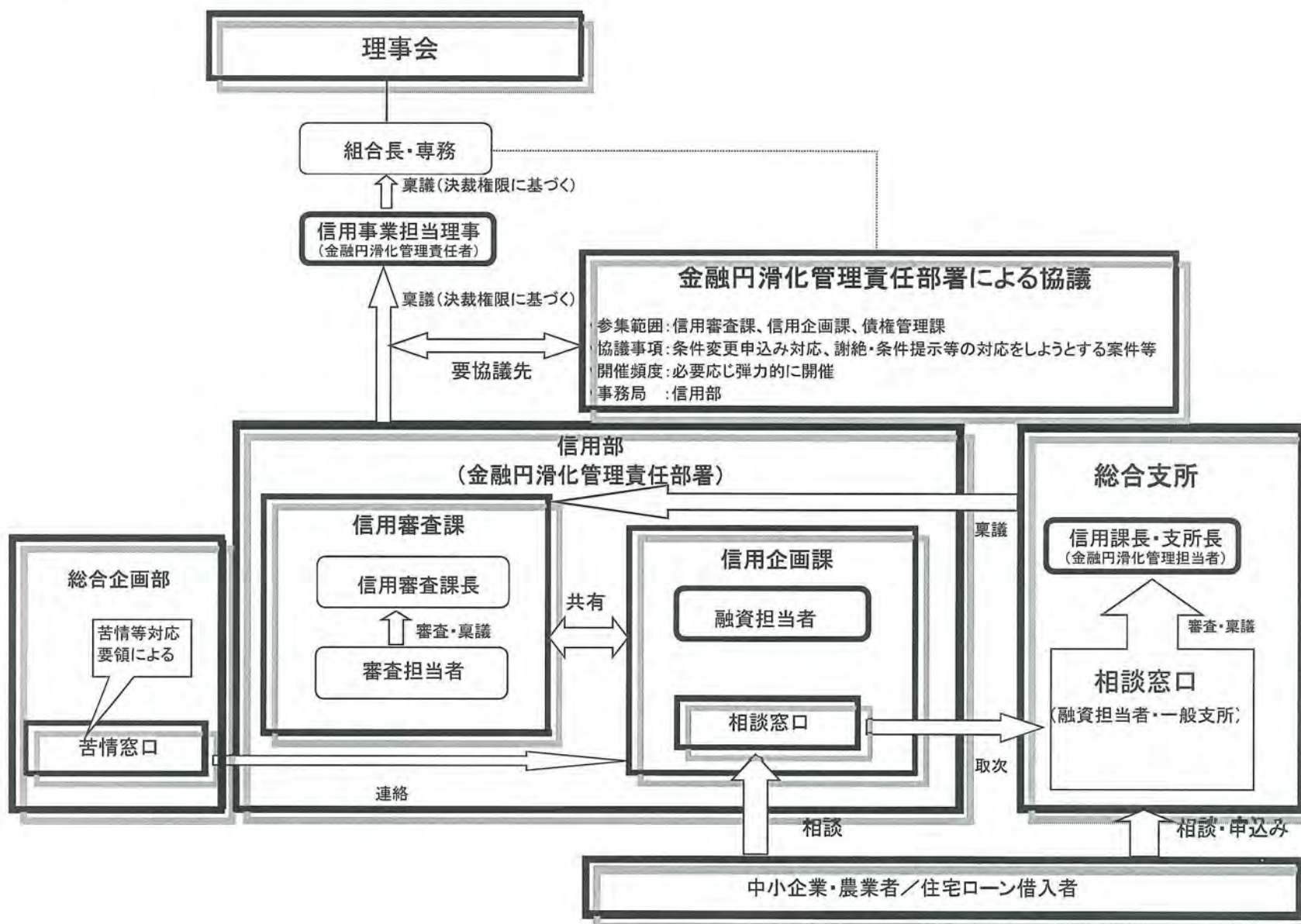
7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し必要に応じて見直しを行います。

鳥取西部農業協同組合
平成 22 年 2 月 1 日現在

中小企業等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制



中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)



平成 22 年 2 月 1 日
鳥取西部農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、組合員様等の事業性資金(営農資金)ご利用のお客様および住宅ローンご利用のお客様からのご相談に応じておりますのでお知らせいたします。

以上

ご 相 談 窓 口

店舗名		所在地	相談窓口	電話番号
本所信用部	683-0802	米子市東福原1丁目5番16号	信用企画課	0859-37-5804
米子中央支所	683-0802	米子市東福原1-5-16	信用課	0859-34-3235
西支所	683-0853	米子市両三柳1508-1	窓口	0859-29-8701
金融東支所	683-0853	米子市両三柳2086-6	窓口	0859-22-0930
米子弓浜支所	683-0103	米子市富益町804-2	信用課	0859-25-1137
彦名支所	683-0854	米子市彦名町2823-3	窓口	0859-29-0530
崎津支所	683-0104	米子市大崎1185-1	窓口	0859-25-1131
米子南支所	683-0257	米子市榎原1417-1	信用課	0859-26-3021
米子みのかや支所	689-3532	米子市上新印239-1	信用課	0859-27-0011
大高支所	689-3514	米子市尾高2772	窓口	0859-27-2521
日吉津支所	689-3553	西伯郡日吉津村大字日吉津1450	窓口	0859-27-0311
境港支所	684-0072	境港市渡町1897-1	信用課	0859-45-0611
余子支所	684-0043	境港市竹内町822-3	窓口	0859-45-0781
中浜支所	684-0054	境港市財ノ木町562-5	窓口	0859-45-0811
西伯支所	683-0322	西伯郡南部町阿賀915-2	信用課	0859-66-2653
法勝寺支所	683-0351	西伯郡南部町法勝寺371-7	窓口	0859-66-2131
会見支所	683-0201	西伯郡南部町天万1904	信用課	0859-64-2311
淀江支所	689-3402	米子市淀江町淀江507	信用課	0859-56-2511
岸本支所	689-4133	西伯郡伯耆町吉長104-1	信用課	0859-68-2211
八郷支所	689-4105	西伯郡伯耆町久古1038-1	窓口	0859-68-2030
大山口支所	689-3309	西伯郡大山町国信549-1	信用課	0859-53-3514
大山支所	689-3313	西伯郡大山町佐摩975	窓口	0859-53-8131
名和支所	689-3211	西伯郡大山町御来屋262-4	信用課	0859-54-3131
庄内支所	689-3221	西伯郡大山町富長723-4	窓口	0859-54-2831
中山支所	689-3112	西伯郡大山町下甲290	信用課	0858-58-2211
日南支所	689-5212	日野郡日南町霞778	信用課	0859-82-1291
山上支所	689-5544	日野郡日南町茶屋3673-2	窓口	0859-82-0410
石見支所	689-5663	日野郡日南町上石見920-4	窓口	0859-83-0311
多里支所	689-5226	日野郡日南町湯河345-9	窓口	0859-84-0231
日野支所	689-4503	日野郡日野町根雨380	信用課	0859-72-0305
黒坂支所	689-5131	日野郡日野町黒坂1566-1	窓口	0859-74-0121
江府支所	689-4401	日野郡江府町江尾1945	信用課	0859-75-2311
溝口支所	689-4201	西伯郡伯耆町溝口392	信用課	0859-62-0501

(ご相談受付時間:9時~17時)

【苦情・ご意見等の受付】

苦情等については、「JA 鳥取西部 総合企画部」にてお受けしています。

〒683-0802 鳥取県米子市東福原 1-5-16

TEL:0859-34-1141

金融円滑化の趣旨に基づく措置の実施状況

別表1

【債務者が中小企業者である場合】

	平成26年12月末	平成27年3月末
	件数	件数
貸付の条件変更等の申込を受けた貸付債権の件数および額	24	24
うち、実行に係る貸付債権の件数および額	21	21
うち、謝絶に係る貸付債権の件数および額	2	2
うち、審査中の係る貸付債権の件数および額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数および額	1	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の件数および額	11	11
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の件数および額	0	0

金融円滑化の趣旨に基づく措置の実施状況

別表2

【債務者が住宅資金借入者である場合】

	平成26年12月末	平成27年3月末
	件数	件数
貸付の条件変更等の申込を受けた貸付債権の件数および額	28	29
うち、実行に係る貸付債権の件数および額	21	21
うち、謝絶に係る貸付債権の件数および額	2	2
うち、審査中の係る貸付債権の件数および額	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の件数および額	5	5

(注)金融円滑化の趣旨に基づく措置の実施状況における『貸付の条件の変更等』の定義等は『農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令』(平成25年3月末失効)に基づいて計上しております。